

船舶事故調査報告書

令和4年3月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 令和3年4月24日 17時07分ごろ |
| 発生場所 | 東京都大島町波浮港西南西方沖 波浮港突堤灯台から真方位253° 1.45海里（M）付近 （概位 北緯34° 40.5′ 東経139° 24.9′） |
| 事故の概要 | プレジャーボートファミリーは、漂泊中、また、プレジャーボートPENGOは、西北西進中、両船が衝突した。 ファミリーは、船長及び同乗者3人が負傷し、船首部アンカーガイドレールの曲損等を生じ、また、PENGOは、右舷船首部外板に擦過傷を生じた。 |
| 事故調査の経過 | 令和3年5月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | A プレジャーボート ファミリー、6.1トン 235-53045東京、株式会社丸電千代田 10.49m (Lr) × 3.06m × 1.40m、FRP ディーゼル機関、368kW、平成29年3月 B プレジャーボート PENGO、5.0トン 252-27358神奈川、個人所有 8.95m (Lr) × 3.17m × 1.92m、FRP ディーゼル機関、320kW、平成30年6月 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成28年2月4日 免許証交付日 令和3年2月1日 (令和8年2月3日まで有効) B 船長B 57歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年7月1日 免許証交付日 令和2年6月22日 (令和7年6月30日まで有効) |
| 死傷者等 | A 軽傷 4人（船長及び同乗者） |

| | |
|-------|--|
| | B なし |
| 損傷 | A 船首部アンカーガイドレールに曲損、同ガイドレールの取付け部FRPに破損、船首部ハンドレールに曲損 B 右舷船首部外板に擦過傷 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2～3、視界 良好 海象：波高 約1m、うねり 波向南東～東南東、約1～2m、潮汐 下げ潮の中央期 |
| 事故の経過 | <p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、友人3人を乗せ、釣りの目的で、令和3年4月24日10時00分ごろ大島町大島南方沖の釣り場に向けて東京都江東区所在のマリーナを出航した。</p> <p>A 船は、千葉県鋸南町保田漁港に寄港して別の友人2人を乗せた後、14時00分ごろ大島南方沖に到着し、波浮港に休憩の目的で入港した後、夜釣りを行う目的で16時30分ごろ同港を出港した。</p> <p>A 船は、波浮港西方沖で船首を南南西に向けて東向きの潮流に流されながら16時45分ごろ機関を中立運転として‘操縦室右舷船尾側の後部甲板に設置されたスロットルレバー’（以下「後部甲板レバー」という。）、及び操縦ハンドルに機関の操縦位置を切り替えて漂泊を開始した。</p> <p>A 船は、船長Aが右舷船尾部、船長Aの船首側に友人1人（以下「同乗者A₁」という。）、その船首側に別の友人1人（以下「同乗者A₂」という。）、左舷船尾部に友人1人（以下「同乗者A₃」という。）及びその船首側に別の友人2人（同乗者A₄及び同乗者A₅）がそれぞれ立って釣りを始めた。（図1参照）</p> <div style="text-align: center;"> <p>図1 船長A及び同乗者の配置</p> </div> <p>船長Aは、東方からA船に向かってくるB船を認め、A船のいる同じ釣り場に向かって来ているが、B船にはA船が見えており、航行中のB船が漂泊しているA船を避けてくれると思って釣りを続けた。</p> <p>船長Aは、左舷の方で同乗者が何か騒がしくしていたので、左舷方を見たところ、B船が約100mに近づいていることに気付き、左舷にいた同乗者がB船に向かって大声で叫びながら手で合図しているのを認めた。</p> <p>船長Aは、B船が速力を出してそのまま針路を変えずにA船に接近してきたので、衝突の危険を感じた。</p> |

同乗者A₁は、その瞬間、右舷中央部の後部甲板レバーの近くにいたので、とっさにB船との衝突を避けようとしてA船の機関を後進にかけた。

A船は、機関が後進にかかり、船尾方に移動を始めたところ、船長A、同乗者A₁、同乗者A₂及び同乗者A₃が、その場で転倒し、ほぼ同時に17時07分ごろその船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。

同乗者A₁は、海上保安庁に本事故の発生を通報した。

A船は、本事故現場に到着した同庁の巡視艇の指示により、船長Aが操船して波浮港に帰港した。

船長A及び同乗者A₃は、後日、東京都内の病院で診察を受け、船長Aが、腰部挫傷、坐骨部打撲及び右手挫傷と診断され、また、同乗者A₃が、右膝挫傷及び腰部挫傷と診断され、それぞれ全治約5か月の通院加療を要した。

同乗者A₁及び同乗者A₂は、東京都内の病院で診察を受け、同乗者A₁が、右手関節部挫傷、右肩挫傷及び左股関節部挫傷と診断され、また、同乗者A₂が、坐骨部打撲、尾骨部打撲、腰部挫傷、右母指IP捻挫及び両肘挫傷と診断され、それぞれ全治約6か月及び全治約5か月の通院加療を要した。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人3人を乗せ、釣りの目的で、13時30分ごろ大島南西方沖の釣り場に向けて神奈川県横須賀市所在のマリーナを出航した。

B船は、16時30分ごろ波浮港東方に到着し、一旦コマセ釣りを行った後、大島南西方沖の釣り場に向かうこととし、約11ノット(kn)の対地速力で大島南部の海岸に沿って西南西進したのち西北西進した。

船長Bは、ふだんどおり、釣り場から釣り場に移動する際、‘操縦室右舷船尾側の後部甲板に設置された操縦ハンドル’（以下「本件操縦ハンドル」という。）及びGPSプロッターの前に立って操縦を行い、顔を左右に振って操縦室内及び右舷側から前方を見ながら、操縦していた。（図2参照）

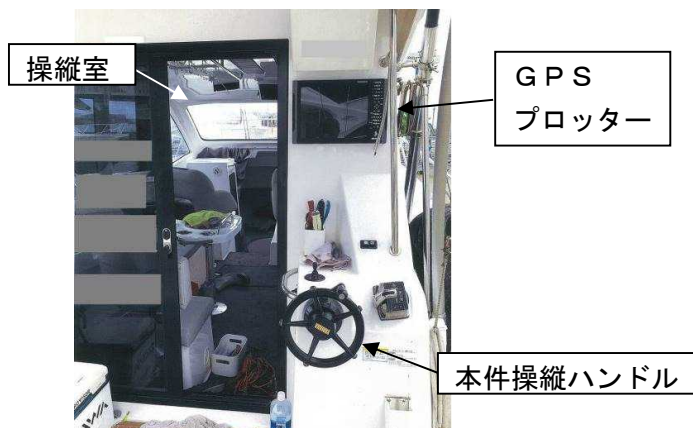


図2 B船の本件操縦ハンドル

| | |
|---|--|
| | <p>B船は、知人3人が後部甲板に乗り、同甲板に重量のある荷物を載せており、ふだんよりも船首が浮上した上、約2m近い南寄りのうねりに乗り、船首が持ち上げられて緩やかに上下動を繰り返しながら航行していた。</p> <p>船長Bは、前方から叫び声がしたので、すぐに後進にかけて停船しようとしたところ、B船がA船と衝突した。</p> <p>船長Bは、B船をA船のいる場所に引き返してA船乗船者の安否を確認し、海上保安庁への通報後、同庁職員の指示により、波浮港に帰航した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船の操縦室、写真2 A船の損傷状況(アンカーガイドレール取付け部FRPの破損)、写真3 B船の損傷状況 参照)</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>船長Bは、本件操縦ハンドルで操船していた際、ふだんよりも船首が浮上した上、南寄りの高いうねりに乗り、B船の船首が持ち上げられて緩やかに上下動をしながら航行していたので、うねりによってA船が確認しづらい状態であったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、本件操縦ハンドルで操船していると、操縦室の窓から見えていた範囲では、前方の確認が不十分になるので、操縦室の操縦席で運転するべきであったと本事故後に思った。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B あり</p> <p>A船は、波浮港西南西方沖で船首を南南西に向けて釣りをしながら漂泊中、船長Aが、東方からA船に向かってくるB船を認めた際、航行しているB船が漂泊中のA船を避けてくれると思い、漂泊を続けたことから、A船に接近してきたB船に衝突の危険を感じ、同乗者A₁が機関を後進にかけたものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、B船がA船のいる同じ釣り場に向かっていて、B船にはA船が見えており、航行しているB船が漂泊中のA船を避けてくれると思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、ふだんよりも船首が浮上した上、南寄りのうねりに乗り、緩やかに上下動を繰り返しながら大島南方沖を西北西進中、船長Bが、前方が見通しづらい本件操縦ハンドルのある場所で操船していたことから、船首方のA船に気付かず、至近になって前方からの叫び声を聞いて後進にかけたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、波浮港西南西方において、A船が船首を南南西に向けて釣りをしながら漂泊中、B船がふだんよりも船首が浮上した上、南寄りのうねりに乗り、緩やかに上下動しながら西北西進中、船長Aが、航行しているB船が漂泊中のA船を避けてくれると思い、漂泊を続</p> |

| | |
|---------------------|---|
| | <p>け、また、船長Bが、前方が見通しづらい本件操縦ハンドルのある場所で操船していたため、両船が衝突したものと考えられる。</p> |
| <p>再発防止策</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、釣りをしながら漂泊中、自船に接近する他船を認めた場合、同船が自船を避けてくれると思わず、早めに衝突を避けるための措置を採ること。 ・ 小型船舶の船長は、高いうねりに乗りながら航行する場合、船首が持ち上げられて前方にいる他船が確認しづらいことがあるので、漁場と漁場との間の移動であっても前方の見通しが良い操縦席で操船を行うこと。 |

付図1 事故発生経過概略図

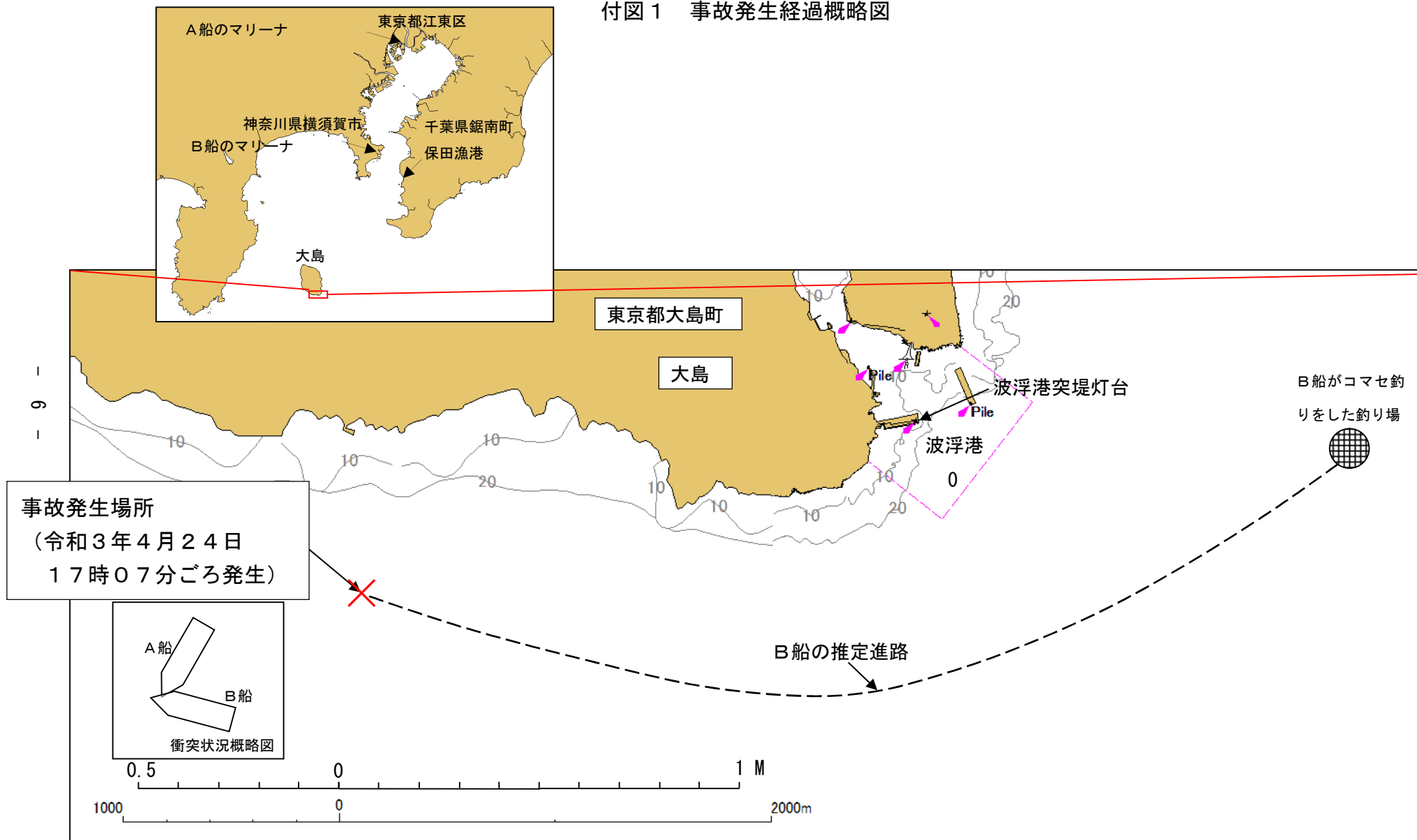


写真1 A船の操縦室



写真2 A船の損傷状況（アンカーガイドレール取付け部FRPの破損）



写真3 B船の損傷状況

